

事 務 連 絡
令和●年●月●日

各医療機関の長 様

京 都 府 医 師 会
京都府健康福祉部感染症予防・対策課

感染症法に基づく医療措置協定について（照会）

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、京都府医師会と京都府は、新興感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を、有事に迅速かつ適確に講ずるため、集合契約として医療措置協定を締結することとしました。

京都府により実施された事前調査への回答を踏まえて、医療措置協定に係る委任状、別表 1 及び別表 2 を作成いたしました。

つきましては、委任状、別表 1 及び別表 2 を御確認いただき、御承諾いただける場合には委任状に必要事項の御記入と確認欄のチェックを入れて、京都府医師会まで回答をお願い致します。

状況の変化等により、数値等の変動がある場合は、修正のうえで併せて御回答ください。

誠に恐縮ですが、令和●年●月●日（■）までの回答に御協力をお願いします。

なお、流行初期期間（発生等の公表から 3 か月程度）に、発熱外来 1 日当たり 15 名以上の診療を実施する協定を締結した医療機関に対しては、本協定第 4 条の規定に基づき、有事における流行初期医療確保措置として減収補填が予定されています。詳しくは京都府ホームページ「感染症法に基づく医療措置協定」をご確認いただくか、下記の問い合わせ先までお問合せ下さい。

記

1 回答方法等

委任状を御記入の上、京都府医師会までメール又は F A X で御回答ください。

※別表 1 及び 2 の数値等を修正される場合は、別表 1 及び 2 を見え消し修正のうえ、併せてメール又は F A X でご返信ください。

京都府医師会（pcr@kyoto.med.or.jp）（F A X 075-354-6097）

2 回答期限

令和●年●月●日（■）

3 御質問等の問い合わせについて

御質問等については、対象の医療機関が多数であることから、メールで対応させていただきますので、御協力をお願いします。また、Q & A も御参照ください。

京都府健康福祉部感染症予防・対策課（yoboukeikaku@pref.kyoto.lg.jp）

（参考）京都府ホームページ「感染症法に基づく医療措置協定」

（<https://www.pref.kyoto.jp/kentai/kansen/iryousochikyoutei.html>）

Q&A（<https://www.pref.kyoto.jp/kentai/kansen/documents/04qa.pdf>）